

議題：第1号

令和4年度 甲府市武田氏館跡歴史館の臨時休館日について

1 臨時休館日

甲府市武田氏館跡歴史館については、令和5年4月1日から指定管理者制度導入により運営主体者が民間事業者に移行する。

このため、施設の引継ぎに伴う什器や電子機器等の入れ替え、搬入出作業に伴い、臨時休館日を次のとおりとする。

臨時休館日

令和5年3月27日（月）及び

令和5年3月29日（水）から令和5年3月31日（金）まで

※令和5年3月28日（火）は、条例に規定する休館日

参考

○甲府市武田氏館跡歴史館条例

平成30年9月21日

条例第24号

(設置)

第1条 国史跡武田氏館跡に関する資料の収集、保存、展示等により、その有する歴史的・文化的価値に対する市民の理解を深め、もって市の教育、学術及び文化の振興に寄与するため、甲府市武田氏館跡歴史館（以下「歴史館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 歴史館の位置は、甲府市大手三丁目1番14号とする。

(施設)

第3条 歴史館に次に掲げる施設を置く。

- (1) 総合案内
- (2) 常設展示室
- (3) 特別展示室
- (4) 学習室
- (5) 茶室

(管理)

第4条 歴史館は、教育委員会が管理運営する。

(事業)

第5条 歴史館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関すること。
- (2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史館の設置目的を達成するために必要な事業

(休館日及び開館時間)

第6条 歴史館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
に当たるときは、その翌日）
- (2) 12月29日から同月31日まで
- 2 前項第1号に規定する休館日は、1月1日から同月3日まで及び4月29日から5月5日までの日
を除く日において、これに該当する日とする。
- 3 歴史館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、歴史館を臨時
に開館し、若しくは休館し、又は開館時間を変更することができる。

参考

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、展示資料等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、歴史館の管理上必要な指示に従わないとき。

(観覧料)

第8条 歴史館の入館者（特別展示室を観覧する者に限る。）は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第9条 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第10条 既に納付された観覧料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第11条 故意又は過失により歴史館の施設、展示資料等を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成31年教委規則第2号で平成31年4月5日から施行)

別表（第8条関係）

区分		金額
一般	個人	300円
	団体（1人につき）	240円
高校生以下		無料

備考 団体は、20人以上の場合とする。

報告：第1号

12月6日(火) 03 木内直子 議員 答弁資料目次(令和4年12月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1	核兵器禁止条約への参加について	市民部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1	米軍機による空中給油について	危機管理監	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1 3-2 3-3 3-4 3-5	生活保護申請について	福祉保健部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	補聴器購入費の助成等について	福祉保健部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
5-1	コロナ禍や物価高騰等における市内事業者への支援について	産業部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
6-1 6-2	学校給食費の無償化について	教育部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
7-1 7-2	男性職員の育児休業の取得促進等について	市長	1

報告：第1号

令和4年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

学校給食費の無償化について

- (1) 質問者 木内直子 議員
- (2) 質問日 12月6日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 学事課
- (5) 答弁内容

本市の学校給食費につきましては、学校給食法の規定に基づき、給食の実施に必要な施設、設備に要する経費や人件費等の運営費は、設置者である本市が負担しており、保護者の皆様には、食材費のみをご負担いただいているところであります。

こうした中、本市では、経済的な理由による支援が必要な世帯につきましては、就学援助制度により、学用品費や学校給食費などの支援を行っており、さらに、長期化するコロナ禍において、令和元年度から継続して陽性者の発生による学級閉鎖などで、キャンセルができなかった給食の食材費を、今年度8月から原油価格や物価の高騰に伴う給食の食材費の高騰分を負担しているところであります。

県内・県外におきまして、学校給食費の無償化を実施している市町村があることは承知しておりますが、今後におきましても、真に支援を必要とする世帯の負担軽減に努めながら、現行制度を維持してまいりたいと考えております。

報告：第1号

12月7日(水) 05 清水 仁 議員 答弁資料目次(令和4年12月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1	2期8年の総括と今後の取組について	市長	1
1-2	令和5年度予算編成の考え方について	企画財務部長	2

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1	連携中枢都市圏ビジョンの策定状況と周知について	企画財務部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	岡島再開発計画を契機とした中心市街地の活性化について	産業部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	昇仙峡や信玄の湯 湯村温泉の活性化に向けた取組について	市長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
5-1	地域資源(文化財)を生かした今後のまちづくりについて	教育部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
6-1	在宅医療と介護の体制づくりにおける市立甲府病院の役割について	市立甲府病院 病院長	1

報告：第1号

令和4年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

地域資源（文化財）を生かした今後のまちづくりについて

- (1) 質問者 清水 仁 議員
- (2) 質問日 12月7日
- (3) 答弁者 教育部長
- (4) 担当課 歴史文化財課
- (5) 答弁内容

国においては、平成31年4月に「文化財保護法」を改正し、市町村が文化財に関する総合的な計画を策定することにより、文化財の計画的な保存・活用に取り組む制度を創設しました。

こうした中、本市では、令和2年度に、学識経験者や関係機関からの推薦者、一般公募の市民などで構成する「甲府市 文化財保存活用地域計画 策定協議会」を設置し、「甲府市 文化財保存活用 地域計画」の策定にこれまで取り組んできたところであります。

本計画は、本市の多様で重層的な歴史や文化の中で育まれた文化財を俯瞰（ふかん）的に捉え、総合的かつ計画的に保存・活用することにより、確実な文化財の継承と、本市の特徴を活かした地域振興を目指すものであり、保存・活用に関する課題を4つの視点で捉え、歴史文化に根差した地域創造の基盤となる中長期的な基本方針と、計画期間である令和5年度から令和9年度までの5年間に実施する取組を定めております。

まず、「文化財保存の推進」として、「地域全体の魅力向上につながることを意識した文化財の着実な調査・保存の推進」を1つ目の基本方針とし、地域の宝である文化財を甲府独自の遺産として認定する「(仮称) 甲府遺産」認

報告：第1号

定制度を創設・運用してまいります。

次に、「文化財を活かす しかけづくり」として、「文化財を伝える・知る・楽しむ持続可能な しかけづくりの推進」を2つ目の基本方針とし、民間団体等と連携し、歴史文化を活かした観光コンテンツを形成してまいります。

次に、「文化財を活かした まちづくり」として、「地域の羅針盤として歴史文化を認識」を3つ目の基本方針とし、水害・治水・利水の歴史やそれに関連する文化財をまちづくりや防災の知恵として活用してまいります。

最後に、「ひと・組織のつながり」として、「文化財に関わる多様なひと・組織をつなぐ」を4つ目の基本方針とし、文化財の所有者や行政のみならず、関係機関や個人等をネットワーク化し、文化財の保存・活用を推進するための環境整備を行ってまいります。

これらの取組を通して、文化財の所有者をはじめ、地域の皆様や教育・研究機関といった様々な方々と協力し、新たな人材の発掘と地域における人々の連携、さらには、文化財の多面的な活用による地域振興や産業振興に繋げることにより、シビック・プライドの継承と拡大による地域の魅力・活力の向上と、新たな賑わいの創出による交流人口の増加を図ってまいります。

報告：第1号

12月8日(木) 09 鮫田光一 議員 答弁資料目次(令和4年12月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1	物価高の影響に対する認識と対策について	企画財務部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1	コロナ禍における卒業式等を実施していくための取組について	教育長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	小規模小学校周辺への居住誘導について	まちづくり部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	宝飾産業の活性化策について	市長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
5-1	県営土地改良事業における千代田地区の進捗状況と中道地区の予定について	産業部長	1
5-2 5-3	農業センターの効果と就農支援について	産業部長	2

報告：第1号

令和4年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

コロナ禍における卒業式等を実施していくための取組について

- (1) 質問者 鮫田光一 議員
- (2) 質問日 12月8日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

本市の小中学校等における卒業式や入学式の実施にあたっては、文部科学省で示した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」をもとに作成した、市独自のマニュアルに基づき、地域の感染状況を踏まえた上で感染症対策の確実な実施や開催方法の工夫など、その実施に向け適切に対応することとしております。

こうした中、コロナ禍における小中学校等の卒業式や入学式につきましては、風邪のような症状がある児童生徒等は参加を見合わせることを徹底した上で、マスクの着用などをはじめ、換気の実施や参加者間の身体的距離の確保など、感染症対策を行うとともに、式の簡素化や短時間化などの工夫をしながら、実施してきたところであり、今後におきましても、感染状況を踏まえ、適切に対応する中で、必要な対策を講じながら実施してまいります。

また、「二十歳のつどい」につきましては、国や県の要請等を踏まえ、マスクの着用等や、健康観察票の提出のほか、発声を伴わない式典の内容とするなど、感染症対策を行うとともに、今後の感染状況に応じて、弾力的に必要な対策を講じて実施してまいります。

卒業式や入学式、「二十歳のつどい」は、参加者にとって人生の大きな区切

報告：第1号

りになるとともに、新しい生活への出発の動機づけとなる大変重要な行事であることから、参加者の安全・安心を最優先に、保健所等とも連携しながら、その確実な実施に向けて鋭意努めてまいります。

報告：第1号

12月8日(木) 10 岡 政吉 議員 答弁資料目次(令和4年12月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1 1-2 1-3	ゼロカーボンシティについて	市長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1	結婚相談所の開設について	企画財務部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	夜間中学の設置について	教育長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	児童館の設置について	子ども未来部長	1

報告：第1号

令和4年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

夜間中学の設置について

- (1) 質問者 岡 政吉 議員
- (2) 質問日 12月8日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育が受けられないまま中学校を卒業した方、外国籍の方などの、義務教育を受ける機会を保障するための役割が期待されております。

平成28年12月に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」により、「地方公共団体は、夜間中学における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされており、

令和4年4月現在の設置数は、15都道府県に40校となっております。山梨県教育委員会におきましては、平成28年度に、庁内組織である「夜間中学 調査検討委員会」を立ち上げ、夜間中学に関する住民アンケートの実施等、その設置に係る調査・研究を行ってきたところでありますが、令和3年に、国において、向こう5年間で全ての都道府県に少なくとも1つの夜間中学の設置を目指すことが示されたことを受け、今後、改めて県内のニーズを把握するような取組を検討していくことを確認しているところであります。本市教育委員会では、不登校や外国籍の児童生徒に対しましては、小中学校

報告：第1号

段階において十分な学習機会を確保できるようあすなろ学級の設置や母国語で学習の支援をする日本語指導員の派遣等に取り組んでいるところであります。

今後においては、様々な背景をもった方々が再び学ぶ場としての夜間中学は重要であると認識しているところでありその設置につきましては、国や県の動向や、先進地の状況を注視してまいります。

報告：第1号

12月8日(木) 13 山田弘之 議員 答弁資料目次(令和4年12月 定例会)

(分割方式) 1-1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
1-1 1-2	中心商店街における事業系一般ごみの問題について	環境部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
2-1	消防団員の確保、PRについて	危機管理監	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
3-1	市民サービスについて	行政経営部長	1

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
4-1	障がい児者の就労支援について	市長	1
4-2	タクシー券の助成について	福祉保健部長	2

番号	質問事項	答弁者	答弁 順番
5-1 5-2	スクールソーシャルワーカーの増員とあすなろ学級の増設について	教育長	1

報告：第1号

令和4年12月市議会定例会 教育委員会関係の質問に対する答弁内容

スクールソーシャルワーカーの増員とあすなろ学級の増設について

- (1) 質問者 山田弘之 議員
- (2) 質問日 12月8日
- (3) 答弁者 教育長
- (4) 担当課 学校教育課
- (5) 答弁内容

本市教育委員会では、本年度より新たに通年雇用のスクールソーシャルワーカーを1名増員し、2名体制とし、これにより、文部科学省が1中学校区の活用時間の目安として示す「週1回3時間」の約2倍にあたる時間数を確保し不登校や貧困等への対策に努めているところです。

また、現在、各学校に対し調査を進めている、「家事等をすることにより、学校生活に影響の出ている児童生徒」に係る結果をもとに支援を必要としているヤングケアラーを早期発見するなかで、スクールソーシャルワーカーが多職種と連携し必要な支援につなげるよう取り組んでまいります。

一方、不登校対策の取組の一つとして、市内3か所に「あすなろ学級」を設置し、児童生徒の学校復帰や社会的自立を目指し、学習や生活指導などを行っているところであり、あすなろ学級の増設につきましては、利用者数が、ここ数年、30人台で推移しておりますことから、現在、その計画は検討しておりませんが、今年度発足させた「甲府市 不登校総合対策 検討委員会」において、今後のあすなろ学級のより効果的な運営について、検討をしているところであります。

今後におきましても、スクールカウンセラーや学生ボランティア等の人材を活用しながら、スクールソーシャルワーカーとも連携する中であすなろ学級に在籍する児童生徒が学びを深め、社会的自立につながることを目指し、鋭意、取り組んでまいります。

報告：第2号

「甲府市文化財保存活用地域計画」の認定について

1 目的

本市の多様で重層的な歴史や文化の中で育まれた文化財を俯瞰的に捉え、総合的かつ計画的に保存・活用することにより、確実な文化財の継承と、本市の特徴を活かした地域振興を目指すものである。

2 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

3 計画の将来像

「今昔の「交^{かい}ひ」が紡ぎ出す 歴史文化継承のまち 甲府」

4 経過

(1) 令和2年度

- ・「甲府市文化財保存活用地域計画策定協議会」を設置した。
- ・甲府市内に点在する文化財について悉皆調査を実施した。

(2) 令和3年度

- ・地域の伝統行事などについてのヒヤリング調査を実施した。

(3) 令和4年度

- ・文化庁調査官の現地調査に同行し、質疑等に対応した。
- ・7月22日から8月22日までパブリックコメントを実施した。
- ・12月16日に文化庁にて開催された文化審議会文化財分科会において、諮問・答申がなされ、認定された。

5 今後の取組

「文化財保存の推進」「文化財を活かす しかけづくり」「文化財を活かした まちづくり」「ひと・組織のつながり」の4つを視点とした取組を通じて、文化財の所有者をはじめ、地域住民や教育・研究機関といった様々な方々と協力、連携し、文化財の多面的な活用による地域振興や産業振興に繋げ、シビック・プライドの継承と拡大による地域の魅力・活力の向上と、新たな賑わいの創出による交流人口の増加を図っていく。